

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要について

1 店舗型性風俗特殊営業に係る「重大な不正行為」規定の追加

店舗型性風俗特殊営業の営業停止事由である「重大な不正行為」について以下の事項を加える。

大麻取締法第24条の7（大麻の譲渡しと譲受けとの周旋）の罪に当たる違法な行為

麻薬及び向精神薬取締法第50条の16（向精神薬の譲渡し等）又は第50条の17（向精神薬小売業者の譲渡し）の規定に違反する行為

麻薬及び向精神薬取締法第69条の5（向精神薬の譲渡しと譲受けとの周旋）の罪に当たる違法な行為

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条（勝者投票類似行為）又は第33条第2号（投票券購入受託行為）の罪に当たる違法な行為

2 店舗型電話異性紹介営業等に係る「重大な不正行為」規定の新設

改正された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律において店舗型電話異性紹介営業等が新たに規定されたことに伴い、これらの営業停（禁）止事由である「重大な不正行為」について以下の事項を設ける。

（1）店舗型電話異性紹介営業

店舗型性風俗特殊営業に係る「重大な不正行為」と同様の行為（ただし、第13条第2号及び第3号に規定する行為を除く。）

（2）無店舗型電話異性紹介営業

店舗型性風俗特殊営業に係る「重大な不正行為」と同様の行為（ただし、第13条第2号及び第3号に規定する行為を除く。）

3 店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限に関する条例の基準の制定

改正された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律において政令で定めることとされている店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限に関する基準について、以下のとおり規定する。

営業を営んではならない時間を指定して行うこと。

については、性風俗に関し、深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある場合に、必要に応じ地域を指定して、行うこと。